

令和 4 年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について

東京都教育委員会が、毎年ふれあい月間（6・11月）として、全小中学校に対して行ういじめ及び不登校の状況調査に加え、杉並区教育委員会が毎年2月に独自に行う都と同様の項目による調査を合算した数値を報告する。

1 いじめについて（4月～3月） ※令和元年度までは4月～2月までのデータを集計

年度	小学校			中学校			合計		
	認知学校数 (認知率)	認知件数 (件)	解消件数 (解消率)	認知学校数 (認知率)	認知件数	解消件数 (解消率)	認知学校数 (認知率)	認知件数	解消件数 (解消率)
28年度	41 (100%)	1,507	1,332 (88.4%)	22 (95.7%)	221	198 (89.6%)	63 (98.4%)	1,728	1,530 (88.5%)
29年度	41 (100%)	1,753	1,603 (91.4%)	20 (87.0%)	232	199 (85.8%)	61 (95.3%)	1,985	1,802 (90.8%)
30年度	41 (100%)	3,105	2,917 (93.9%)	23 (100%)	246	215 (87.4%)	64 (100%)	3,351	3,132 (93.5%)
元年度	41 (100%)	2,748	2,540 (92.4%)	22 (95.7%)	209	185 (88.5%)	63 (98.4%)	2,957	2,725 (92.1%)
2年度	38 (95%)	1,271	1,159 (91.2%)	20 (87.0%)	111	96 (86.5%)	58 (92.1%)	1,382	1,255 (90.8%)
3年度	40 (100%)	1,704	1,543 (90.6%)	19 (82.6%)	132	121 (91.7%)	59 (93.7%)	1,836	1,664 (90.6%)
4年度	40 (100%)	1,999	1,874 (93.7%)	20 (86.9%)	151	126 (83.4%)	59 (93.7%)	2,150	2,000 (93%)

※いじめ解消の判断基準

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること
- ・被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

【主な特徴】

- ・小学校の特徴としては、認知件数は多いものの、指導によって比較的短期間で解消に向かう案件が多い。中学校の特徴としては、認知件数自体は少ないものの長期間にわたって継続した指導を要する案件が多い。
- ・全体として、いじめの認知件数は増加した。これは、軽微に思われる事案であっても、本人や周囲の訴えを受け止めて適切な対応を行ったことが要因の一つと考えられる。また、いじめの指導については、いじめ対策委員会を設けて組織的な対応を行い、継続的に見守る体制を整えながら解消の判断を行う学校が見られる。

【今後の主な対応】

- ・学校では、これまで同様、年度当初や長期休業明け前など、年3回以上の校内研修やOJT等を通じて、いじめへの対応を確認する。また、未然防止につながる取組として、児童・生徒が主体的に取り組む活動や多様性を認め合う取組を進める。
- ・教育委員会では、いじめの解消に向けて各校で組織的な指導が行えるよう、必要に応じて警察等と連携しながら、管理職や生活指導主任等への研修の内容を充実させる。また、ホームページや学校便り等を活用して各校の学校いじめ防止基本方針に基づく取組について保護者への周知を促し、家庭との連携も深めていく。

2 不登校について（4月～3月） ※令和元年度までは4月～2月までのデータを集計

年度	小学校		中学校		合計	
	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率※)	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率※)	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率※)
28年度	39 (95.1%)	118 (0.60%)	23 (100%)	215 (3.3%)	62 (96.9%)	333 (1.3%)
29年度	38 (92.7%)	137 (0.69%)	23 (100%)	209 (3.3%)	61 (95.3%)	346 (1.31%)
30年度	39 (95.1%)	184 (0.89%)	23 (100%)	302 (4.8%)	62 (96.9%)	486 (1.8%)
元年度	41 (100%)	199 (0.95%)	23 (100%)	340 (5.3%)	64 (100%)	539 (1.9%)
2年度	40 (100%)	219 (1.04%)	23 (100%)	339 (5.23%)	63 (100%)	558 (2.02%)
3年度	39 (97.5%)	267 (1.24%)	23 (100%)	437 (6.68%)	62 (98.4%)	704 (2.51%)
4年度	40 (100%)	381 (1.74%)	23 (100%)	516 (7.63%)	63 (100%)	897 (3.13%)

※出現率＝不登校者数÷在籍者数×100

【主な特徴】

- ・不登校児童・生徒の割合（出現率）を経年比較すると、小中学校ともに増加した。これは、不登校は様々な要因・背景の結果として起きた状態であること、問題行動ではないため周囲の大人が寄り添い、共感する姿勢をもつことが重要であるという考えが浸透し、登校を強要しなくなってきたことも要因として考えられる。
- ・不登校児童・生徒数とは別に、新型コロナウイルス感染回避のために30日以上登校しなかった児童・生徒数は、小学校で28名、中学校で6名であった。これは令和3年度と比較して減少している。

【今後の主な対応】

- ・学校は、不登校を一部の児童・生徒に特別に起こり得るものとして捉えるのではなく、様々な要因や背景により、どの児童・生徒にも起こり得るものとして考え、対応していく。
- ・さらに、児童・生徒一人ひとりが安心して学べる場所となるよう、児童・生徒主体の学校・学級づくりを推進するとともに、安心して相談できる体制づくりや校内環境づくりを進め、教育相談体制の充実を図る。
- ・教育委員会では、学校の組織対応力の向上に向けた教育相談コーディネーター指名校の拡充と、済美教育センター内の不登校相談支援チームによる助言等、校内別室指導への支援に取り組む。
- ・さらに、不登校特例校設置を見据えた児童・生徒の多様な学びの選択肢の整備と、不登校児童・生徒の学びやかかわりの機会として活用が想定できる東京都バーチャルラーニングプラットフォーム事業への参加を推進する。